

別添 2

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁組織犯罪対策部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
殿

警察庁丁暴発第153号
平成30年5月11日
警察庁刑事局組織犯罪対策部
暴力団対策課長

旅館業からの暴力団排除の推進について（通達）

旅館業法の一部を改正する法律（平成29年法律第84号）による改正後の旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）により旅館業に暴力団排除条項が整備され、本年6月15日から施行されることに伴い、警察庁においては、暴力団排除を徹底するため、厚生労働省と協議の上、別添1「旅館業からの暴力団排除に関する合意書」（以下「合意書」という。）のとおり合意し、同日から運用を開始することとしたので、各都道府県警察においては事務処理上遺漏のないようにされたい。

また、本件に関しては、別添2「旅館業からの暴力団排除の推進について」（平成30年5月11日付け薬生衛発0511第2号）が発出されているので、参考とされたい。

記

1 排除対象者

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）（法第3条第2項第5号）
- (2) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人（法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を含む。）が暴力団員等に該当するもの（法第3条第2項第6号）
- (3) 法人であつて、その役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの（法第3条第2項第7号）
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者（法第3条第2項第8号）

2 都道府県警察の対応

(1) 照会に対する回答

旅館業の許可の申請若しくは申請事項等の変更に係る届出における審査及び確認を行う場合その他必要がある場合は、旅館業の許可を受けようとする者又は許可を受けた者が1の排除対象者に該当するか否かについて、都道府県（保健所を設置する市又は特別区を含む。以下同じ。）の生活衛生を担当する課の長（以下「生活衛生担当課長」という。）からその所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を

主管する課等の長（以下「暴力団対策主管課長等」という。）に対し、文書及び電磁的記録媒体により照会が行われる。照会を受けた暴力団対策主管課長等は、必要に応じ、更に資料等の提出を求めた上、生活衛生担当課長に対し、文書（合意書別記様式第2号）により速やかに回答すること。

(2) 通知

暴力団対策主管課長等は、2（1）による照会以外で、旅館業の許可を受けた者が1の排除対象者に該当すると認められる事実を確認した場合は、当該事実を確認した区域を管轄する生活衛生担当課長に対し、文書（合意書別記様式第3号）により速やかに通知すること。

3 保護対策

都道府県の生活衛生を担当する課の職員等関係者に対する危害が予想される場合には、有事の際の対応要領等について、積極的に助言、指導を行うとともに、保護対策の必要性についても慎重に検討し、適切な措置を講じること。